

## 社会福祉法人輝 役員及び評議員の報酬に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬であって、その名称の如何を問わない。

### (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間28万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間16万円以内とする。
- 5 役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。

### (支給の方法)

第5条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払う。

### (支給の形態)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

### (公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は令和2年10月11日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	10,000円

別表2（役員の報酬）

(1) 常勤役員及び非常勤役員

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円

(2) 常勤監事及び非常勤監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円